

オランダの会計制度と取替価値理論

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大學商學研究所 公開日: 2009-04-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 松本, 穰 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/5863

オランダの会計制度と取替価値理論

松 本 穰

- | | |
|---------------------------------|---------------------------|
| 1 はじめに | (2) 企業継続性の概念 |
| 2 オランダの会計制度 | (3) 取替価値理論と
その資本概念 |
| (1) 商法について | (4) 取替価値理論における
経営管理的側面 |
| (2) 税法について | (5) 取替価値の算定 |
| (3) オランダ雇傭者団体連合会の
委員会報告書について | (6) 取替原価について |
| (4) 監査について | (7) 取替価格について |
| 3 取替価値理論 | 4 むすび |
| (1) アムステルダム学派 | |

1 はじめに

わが国におけるインフレーションの昂進はとどまるところを知らないようである。物価高騰がわれわれの日常生活に及ぼす影響はきわめて大きく、社会問題とさえなっている。しかるに、莫大な固定資産を擁する生産経済体にとってのインフレーションの重圧は、それがきわめて巨額な作用をなすがゆえに、経営管理者にとってはもちろんのこと、外部の関係者あるいは第三者の観点からしても、とうてい無視することのできないものとなっている。にもかかわらず、現行の貸借対照表に計上されている価額は、ある項目については半世紀も前のままであったり、あるものはつい最近のものであったりしている。損益計算書における費用の計上についても全く同じである。主として、税法の規定が原価主義の立場をとっているとの理由から、ほとんどすべての国の財務諸表はこの基準で作成されている。しかし、物価統計を見れば一目瞭然のように、わが国の場合、昭和45年の10万円は昭和48年の現在8万円余りの価値しかないのである。逆に言えば、つい3年前に10万円であったものは現在では12万円余り出さなければ購入することができないわけである。これも貨幣価値一般につい

と言えることであり個別的な価格変動をみれば、建築材料、繊維などはその標準をはるかに上まわっているのが現状である。

伝統的・歴史的な原価主義会計——わが国の実務も依然として、この旧態のままの矛盾を内包した会計を実践してきている。50年前の価額と現在の価額とを加算したり減算したりして、正しい価額の計算、正しい損益の計算がどうしてできるのだろうかという素朴な疑問は誰でも抱くはずである。しかるに、この歴史的な原価主義会計の矛盾や欠陥を克服しようとして、古くあるいは新しく数多くの価値修正計算の必要性が唱えられ、いろいろな方法が提唱されてきているのも周知の事実である。これらの提案は、細かい点の差異はともかくとして、基本的には3つの考え方に大別されよう。

1. 修正原価主義
2. 再調達時価主義
3. 売却時価主義

[注] それぞれの会計思考における主たる文献を挙げれば、以下のようである。

1 修正原価主義

W. Mahlberg, *Der Tageswert in der Bilanz*. 1925.

H.W. Sweeny, *Stabilized Accounting*. 1936.

P. Mason, *Price-level changes and financial statements*. 1966.

2 再調達時価主義

E. Geldmacher, *Wirtschaftsunruhe und Bilanz*. 1923.

F. Schmidt, *Die organische Tageswertbilanz*. 1929.

D. R. Ladd, *Contemporary corporate accounting and the public*. 1963.

R.S. Gynther, *Accounting for price-level changes: Theory and Procedures*. 1966.

3 売却時価主義

R.J. Chambers, *Accounting, Evaluation and Economic Behavior*. 1966.

R.R. Sterling, *Theory of the Measurement of Enterprise Income*. 1970.

さらに、もうひとつの思考を追加するならば、AAAの1966年報告——*A Statement of Basic Accounting Theory*——を挙げることができよう。先に

掲げた3つの思考体系は、そのいずれもがあるひとつの会計的評価原理を追求しているのに対しASOBATの考え方は、結論的には評価基準の2元的採用を提唱するものであり、拡大解釈をすれば、3元的、4元的……という表示の可能性を示すものである。この点において、ASOBATの考え方はいずれが真実の評価額であるのか、正しい利益数値はどれであるのかという観点からすれば、先の3つの思考とは次元を異にするものであると考えることができる。

いずれにせよ、歴史的原価主義に立脚した会計理論が理念的に正しくないという事実は今日では相当に認められるところとなった。そして、各種各様の新しい提案がなされているのも上述の通りである。しかし、理論的に容認されてきている事実とはうらはらに、その実践はきわめて限られたものである。ただひとつの例外はオランダである。オランダでは、ビジネス・エコノミックスを基礎とした取替価値理論が一般に受け入れられ、実践においても、時価主義を採用している企業は、1970年1月現在で、オランダの上場会社259社のうち15%であり、なんらかの追加償却を実行している企業を合わせると49%にのぼるといふ。残りの51%の企業が原価主義によっているわけであるが、「固定資産に巨大な投資をしている会社ほど現在価値の適用が一般的となる⁽¹⁾」ということから、オランダでは大企業になればなるほど取替価値会計の実践が多くなるということができる。

この取替価値会計の理論は、究極的には世界的な統一会計基準の設定を目的としたインターナショナル・アカウンティングの台頭、また、5年毎に開催されている国際会計人会議 (International Congress of Accountants) に代表される国際的な舞台におけるオランダの会計人の活躍など両々あいまって、世界の注目を集めるにいたっている。

本稿ではオランダの会計の制度的側面と、とくに取替価値会計の理論的基礎を検討する。

(1) 10th International Congress of Accountants 1972. National Papers. p. 3.

なお、オランダの会社の評価基準に関する調査については次をも参照。

R. Burgert, Reservations about 'Replacement Value' Accounting in the Netherlands, ABACUS, December 1972, pp. 124-125.

2 オランダの会計制度

会計制度について論ずる場合、まず取り上げなければならないのは商法と税法であろう。各国の政府は、会社会計の内容や形式についてなんらかの立法措置をし、その運用細則をも規定しているのが極く普通である。この点に関して、オランダの商法はきわめて大まかであり、規則の枠組だけしか規定していないということをまず指摘しておかなければならない。

(1) 商法について⁽¹⁾

オランダの商法第6条は、すべての商工業を営む人に適用される一般規定を示している。この条項は、資産と負債がいつでも確認できるような方法で財産状態を記録しておくこと、ならびに会計年度終了後6カ月以内に貸借対照表を作成し、それに署名すること、とだけ規定している。株式会社に関する規定は商法第42条以下にあり、およそ次のようである。

- 経営者は会計年度の終了後8カ月以内に株主総会で承認されうる、貸借対照表と損益計算書を作成しなければならない。
- これらの会計諸表には、固定資産、流動資産の評価基準を明記した注解書を添付しなければならない。
- これらの会計諸表は総会の日までに株主に入手できるよう準備されなければならない。
- 株主総会において承認を受けた会計諸表は社名登記所に提出され、自由に閲覧されなければならない。ただし、一定規模以下の会社はこの要請を免除される。
- 社名登記所に提出される貸借対照表はすくなくとも以下の項目を別個に計上しなければならない。

a) 現金, 預金

- b) 他会社投資ならびにそれらの会社に対する債権
- c) b)以外の上場有価証券
- d) b)以外の非上場有価証券
- e) a), b)以外の債権
- f) 原材料, 仕掛品, 完成品
- g) 土地, 建物, 機械, 装置
- h) 無形資産
- i) 未収収益
- j) 前払費用
- k) 未払込資本金

以上が、商法における一般規定の概略であるが、それは評価基準について全くなにも規定していないばかりでなく、貸借対照表について借方側項目の規定があるだけで、負債、資本あるいは損益計算書についてもなにも規定していないのである。ただし、生命保険会社や金融機関などに関しては、年次会計諸表の形式と内容についての非常に詳細な特別規定が設けられている。

オランダの商法が他の国々のそれと比較して、きわめて簡潔で自由であるという事実は、オランダの会計実践が企業経済の現実に沿ってつねに自由な発展に向って進むことのできた大きな背景にほかならないといえよう。

しかし、オランダの商法はある意味では明らかに時代遅れであるとの指摘もあり、商法を改正しようとする動きも10年以上も前から見受けられていた。いろいろな曲折は経たしたが、1970年9月10日に企業財務諸表法が制定され、それは1971年5月1日付をもって発効した。従来では、貸借対照表上の資産のみの規定しかなかったものを、この新法は資産、負債、資本の規定、さらに損益計算書に関する規定をも設けた。しかし、評価基準の規定はないに等しく、結論的に、「企業財務諸表法は、……ドラスティックな制度改正というよりは、現に慣行として存在するものを成文化したという点が多い。したがって、企業財務諸表法の施行がオランダの会計実務にどれだけ影響を及ぼすかはまだ明らかではないが、その影響はそれほど大きくはないと予想される²⁾」のである。オラ

ンダは法律の改正においても強制をしいず、あくまで自由な発展の道を尊重し続けているといえよう。

(1) オランダ商法の諸規定ならびにその解説については次を参照した。

I. Kleerekoper, *Some Aspects of Accounting and Auditing in the Netherlands I, II*. *The Accountants' Magazine*, October, November, 1959. pp. 743—745.

(2) 日本開発銀行設備投資研究所編, 実例研究海外の企業会計, 日本経済新聞社, 昭和46年 428頁, なお, 企業財務諸表法の内容についても, 本書を参照した。

(2) 税法について

会社の財務諸表は, その性格からして税法によって大きく左右されるのが多くの国々では普通のことである。しかし, オランダの場合, 「実務上, つねにすくなくとも2組の年次会計諸表が存在する。ひとつは税務当局の要請にしたがって作成された税務目的のものであり, もうひとつは健全な企業の原則にもとづいた企業成果を計算するためのものである⁽¹⁾」と言われている。税務システムは企業会計とは全く無関係であるとの観念が常識化しているのである。以下において, 評価の観点からのみオランダの税法について略述する。

当初, オランダの税法はすべての資産を歴史的原価で評価することを要求していた。棚卸資産の費用化分もその基準で計算された。ただし, 時価よりも低い場合には, その低い方の時価で評価するという, いわゆる「低価法」が認められていた。しかしながら, オランダでも継続的なインフレーションにみまわれ, 歴史的な原価主義会計による過大利益の計上, それゆえ架空利益への課税という現実が顕在化してきた。このような現実に直面し, 各方面から税法を説得する努力が払われた。税法における歴史的な原価基準からの離脱の兆候は後入先出法の容認としてあらわれた。後入先出法によると棚卸資産は過去の価額で計上されるけれども, 費用化した部分は比較的時価に近い価額で計算されることになる。オランダ税法の原価主義からの離脱は基礎有高法の容認であった。この方法は会計期間の期首と期末の一定の基礎有高を一定の価格のまま評価し続けるというものである。期末における基礎有高の不足分については取替価値基

準による補充準備金が設定できるという法廷判決が1956年に下ったのである。

固定資産の場合、取替価値で評価することは全く自由であり、その増価分は再評価剰余金に貸記することができる。しかし、その再評価された固定資産価額を基礎にして減価償却費を計算することは、税法上、いまだ認められていない⁽²⁾。

要するに、オランダ税法は、棚卸資産に関する費用の時価計上は認めているけれども、固定資産にかかわる費用計算は原価主義に立っているといえることができる。

(1) F. van Amerongen, Dutch Accounts. Accountancy. June 1963. p.499.

(2) cf. I. Kleerekoper, op. cit., pp. 847—848. and A.Th. de Lange, Accounting in the Netherlands. Canadian Chartered Accountant. October 1962. p. 343.

(3) オランダ雇傭者団体連合会の委員会報告書について

以上の考察から、オランダの商法はきわめて自由であり、その枠組が規定されているにすぎないこと、また税法は詳細に規定されていても企業会計の実践上ではそれは全く別個のものとされ、税法規定が企業会計の実践に及ぼす影響は比較的すくないことが明らかとなった。オランダには、いわゆる「一般に認められた会計原則」が存在しない。したがって、実際に採用されている評価基準や報告形式は会社によってまちまちである。しかし、「健全なる会計実践」という言葉が存在している。これは立法規定によって拘束されるというのではなく、関係当事者の論議と努力によって形成されてきた会計慣行のことを指している。具体的には、それはオランダ会計士協会の定めた「専門家行動ルール」とオランダ雇傭者団体連合会 (Netherlands Employers' Organization) の委員会が公表した1955年報告書ならびに1962年改訂報告書を指している。ここでは、とくに重視されている後者の2つの報告書に示された会計基準について述べる。

この委員会は、上場会社の経営者、銀行や証券取引に関係する専門家、オランダ会計士協会に所属する会計士、ジャーナリストなどのメンバーで構成され

た。この委員会報告書はいかなる点においても拘束力をもつものではないが、勧告という形で出されたこの委員会報告は「健全なる会計実践」に相当の影響を及ぼしてきている。

オランダ雇傭者団体連合会の委員会報告書は、次のような一般的要請を示している。

年次報告書の目的は、株主その他に当該期間中における会社の業績と決算日における資本状態とに関する真実にして公正な姿を提示することである。

当委員会の意見によれば、年次報告書のなかでも中心的地位を占めるのは年次会計諸表である。会計諸表は、会社が達成した成果と会社の資産、負債の構成状態とを具体的に表示するものであるとの理由のゆえに、会計諸表は年次報告書の中心なのである。年次会計諸表は以下のものを備えていれば、真実にして公正な姿を提示するといえる。

- a) 企業に投下された資本の構成と収益能力とが明らかになる企業の情報
- b) 支払能力と流動性を見ることのできる資産と負債に関する明細書
- c) 公表数値の判断が行いうるよう、成果算定と資産、負債の評価に用いた原則に関する注解
- d) 前期との比較が可能となるように、できれば、数値への影響を明示し、前期とくらべて基準や数値の構成における変化を表示すること¹⁾。

委員会報告書はこのような一般的要請を示したうえで、この一般的要請に応ずるためにとくに留意すべき具体的な個別問題を扱っている。なかでも、とくに重視されるべきものは評価原則の問題である。以下に、委員会報告書の評価原則に関する表明を引用しておく。

当委員会は、年次報告書の注解書は固定資産の減価償却が取替価値にもとづいたのか、歴史的原価にもとづいて行われたのかを明確に表示すべきであることを、まずはじめに強調しておこうとおもう。

本報告書の性格からして、委員会は規則を設けることはできず、それゆえ関係する会社の選択にゆだねなければならないが、正しい利益を算定するためには、減価償却は取替価値にもとづいて行われることが必要であると確信している。なぜなら、もしそうでないと、会社の財政状態の侵食の危険性はさし迫ったものになるからである。しかし、税務当局は利益算定の問題については、また別の考え方をとっていることを

知らなければならない。

さらに、委員会は、いちじるしい価格水準変動がある場合、貸借対照表上の固定資産をそのとき現在の価格水準を基礎にして再評価するよう勧告すべきであるという意見をもっている。資産の再評価は、取替が実際に予期される場合にのみ必要である。もし、取替が問題とならなかつたり、きわめて不都合であるときには、収益能力という価値概念を基礎にした評価が勧告されよう。

固定資産以外の資産に関しても、再評価しうるものであるかぎり、委員会は、評価基礎として取替価値を無視することは「危険である」と考えなければならないという見解をもっている⁽²⁾。

以上が1955年報告書の評価原則に関する見解である。そこでは、取替価値基準による費用、資産評価の不可避性が強調されているのであるが、この意見は1962年改訂報告書において、さらに「企業成果と資本構成との公正な表示は、普通、取替価値の原則を適用した場合にのみ達成されうると、委員会の信念として述べられるほどに強化され、一般化されるにいたった⁽³⁾」ということである。

そのほか、当委員会報告書は、貸借対照表と損益計算書の標準形式や項目の分類などに関してもこまかい意見を述べているが、形式に関する問題であり余り重要でないとおもわれるので、ここでは触れない。

(1) I. Kleerekoper, op. cit., pp. 746—747.

(2) G. G. Mueller, Accounting Practices in the Netherlands International Business Series NO. 1. University of Washington. 1962. p. 23.

(3) F. van Amerongen, op. cit., p. 499.

(4) 監査について

オランダ商法は、帳簿を検査し、財務諸表を株主総会で報告する専門家を選任することのできる可能性だけを定めている。したがって、法定監査はなく、会社は財務諸表に監査報告書を添付してもしなくてもよかった。また、監査人にどのような人を選ぼうとも自由であった。この事實は、「不利なことではな

く、むしろ有利なことであり、……そのゆえに会計士の機能は進化することができ、社会の新しい要請に自由に応じられてきた⁽¹⁾」し、また、「(法的)強制が全くないことがオランダにおける会計の発展に影響を及ぼしてきた⁽²⁾」と評価されているのである。

他方、オランダの会社は、ほとんどが全く自発的に会計諸表の監査を受け、監査報告書を公表しているのも事実である。このようなとき、監査報告書の信頼性と監査人を保護することを目的として、1963年に登録会計士法が制定された。この新法によると、試験委員会の試験に合格したものとその他ある一定の会計人に登録資格が与えられる。具体的には、新しくオランダ登録会計士協会に移行した旧オランダ会計士協会のメンバーとオランダ会計学会のメンバーには登録資格が与えられた。この登録会計士法それ自体は決してオランダにおける株式会社の法定監査を強制するものではなかった。

しかし、1971年の企業財務諸表法の施行と商法改正によって、「引受済資本金が50万ギルダー以上の株式会社、および42条の適用を受ける株式会社の貸借対照表、損益計算書および注解書は、登録会計士の監査を受けなければならない⁽³⁾」とされた。監査人は協会の定めた「専門家行動ルール」、「倫理綱領」などに従って行動することになる。ここにおいて、オランダでははじめて法定監査が義務づけられるにいたったのであるが、「会計監査を登録会計士が行なうことになっても、従来監査をしていた人が登録会計士の称号を得たというだけのことだろう⁽⁴⁾」と評価されている。このことは「近年のものを見た限りでも、株式会社の年次会計諸表に添付されている監査報告書の98%までが、オランダ会計士協会のメンバーによるものであった⁽⁵⁾」という事実からも頷かれることである。

(1) I. Kleerekoper, *op. cit.*, p. 838.

(2) F. van Amerongen, *op. cit.*, p. 497.

(3) 日本開発銀行設備投資研究所編、前掲書、423頁。

(4) 同上、429頁。

(5) F. van Amerongen, *op. cit.*, p. 497.

3 取 替 価 値 理 論

前節では、オランダの企業会計実践上、評価原則の選択は自由であるが、事実上の実践規範となっているオランダ雇傭者団体連合会の委員会報告書は取替価値にもとづく評価をとくに必要なものと強調していると指摘した。本節では、この取替価値会計の理論的基礎に立ち入ってみようとおもう。

(1) アムステルダム学派

オランダにおいて理論として提唱され、また、今日実務としてもかなり広く適用されてきている取替価値会計 (replacement value accounting) は、「アムステルダム学派」とよばれるオランダのビジネス・エコノミックスの指導者であったリンパーク (Theodore Limperg) 教授 (1879—1961) のアイデアによるものである。

リンパークが独自の取替価値理論を形成しようとしたそもそもの契機は、当時経済理論の主流をなしていた限界効用学派の考えに異論をもち、それを克服しようとしたことであった。リンパークの限界効用理論批判は、主として、それが有用ではないという点と効用の測定不可能性、すなわちそれが極度に主観的すぎるという点にかかわるものであった⁽¹⁾。リンパークが限界効用理論を克服することができたかどうかはともかく、彼の提唱した取替価値理論は、事実として、その後オランダにおいて広く認められるようになった。そしてまた、その理論は、アムステルダム大学における彼の後継者であるメイ (Abram Mey) や彼の門弟であるゴードケット (A. Goudekot), クレーレコパー (I. Kleerekoper), グロエンベルト (Groeneveld) らによって世界に紹介されるにいたったのである。

(1) cf. R. Burgert, *op. cit.*, pp. 111-112.

(2) 企業継続性の概念

取替価値理論における最も重要な基礎は企業継続性の概念である。リンパークの後継者であるA.メイは取替価値理論の説明を行なうに先だて、継続性の概念に論及している。「経営者は企業の存在を維持しなければならない。そのためには、できうる限り長期にわたって企業の生存能力を保持することが必要である。管理者は、その能力のかぎりにおいて、企業の継続的存在を危機に陥れるようなすべての失敗を、——自分自身の失敗と同時に部下の失敗をも——避けなければならない。第一に、この義務は、企業の継続的存在に必要な具体的富がそこなわれることなく保持されなければならないことを意味している⁽¹⁾」。企業の継続性という前提に関しては、ミュラー (G.G. Mueller) は、「企業の存続はおそらく企業にとっての中心的政策問題であろう⁽²⁾」と述べており、メイもその点を引き合いに出している。セプンター (A. van Severter) は、とくに取替価値理論における継続性の概念について詳論している。以下、継続性の概念をセプンターの論述に沿って検討する。

社会経済の生産構造は、分業化すなわち個別経営の特殊化、分化のもとに発展してきた。また、それぞれ独自の生産要素の複合体である各経営体はそれが有利であると判断するかぎり、同じ生産を継続して行なう。したがって、継続性の法則は一種の慣性の法則である。個別経営体の立場からすれば、それは自己保存本能であり、自己永続性の枠のなかで機能しようとする。社会経済的にみれば、その継続性の法則は、社会全体の生産の流れのなかにおけるある特定の産業部門に個別経営体を配置し続けるものとなる。しかし、経済は動態であり、つねに進歩するものであるから、継続性の法則といっても、それは変化に順応しうる弾力的な継続性である。リンパークによって提唱された取替価値理論は、まさにこのような継続性の法則を理論的基礎に置いているのである。取替価値理論においては、よく、「取替えなければならない責務」という言葉が使われる。これは、企業の継続性を保つためには費消してしまった財貨はどうしても取替えられなければならないということの意味するものである。企業の

継続性を理論的基礎に設定することから、なんらかの意味における費消用役の取替ということが、取替価値理論の中心テーマになることはいうまでもない。その場合、リンパーク理論においては、生産の継続性の牽引力は主として需要の側面に見い出されている。すなわち、生産手段が生産され、計画が立案され、経営がある財貨、用役の生産に従事することの牽引力は販売市場における需要の存在なのである。経営体はこのような需要に対応し、生産物産出の流れを継続しなければならない。それゆえ、生産の継続を前提とする限り、販売によって購買力に転換された流動資金は決して自由なものではなく、生産能力を取替えるために使用するという用途の限られたものである。

さて、「なんらかの意味における費消用役の取替」という表現は、具体的には、投下資本、生産能力、企業体、あるいはある一定の利益水準の維持などのいずれに関連してくるのかという問題が生ずる。リンパークの解答は、消費可能利益を生みだした源泉を維持することであった。すなわち、生産の源泉が回復されてはじめて消費可能利益が生ずるというものである。この場合、「生産の源泉」というのは、決して個々の具体的固定資産や棚卸資産を指すのではなく、企業の生産能力すなわち抽象的な生産力のフェンドとしての資本概念を意味しているのである⁽³⁾。

以上が、セプンターによる継続性の法則と取替価値理論の結びつきに関する説明の概要である。すなわち、取替価値理論は、企業継続性の法則を必須の前提条件としているのであり、その限りにおいて、意図的であろうと、なかろうと、そこには費消用役の取替の責務と企業の生産能力の維持という要請がいわば中心的テーマとして登場しなければならないのである。

- (1) Abram Mey, *On the application of business economics and replacement value accounting in the Netherlands*. International business series NO. 8. University of Washington. 1970. p. 1.
- (2) Gerhard G. Mueller, *International Accounting*. 1967. p. 39.
- (3) cf. A. van Seventer, *The Continuity Postulate in the Dutch Theory of Business Income*. *The International Journal of Accounting*. Center for international education and

(3) 取替価値理論とその資本概念

取替価値理論は評価理論である。そして、そこにおいて、継続性の法則を基礎に企業の生産能力の維持が中心テーマとなれば、資本増価の性格と消費可能利益の算定に関する原則が説明されなければならない。ゴードケットは、「樹木と果実」の類推を用いて、この点を説明している。すなわち、結論的に言えば、企業の所得源泉である企業資本を損傷することなしに支出しうる部分が利益であるということになる⁽¹⁾。A. メイも、この点について次のように説明している。すなわち、企業が保有している資産価値の変動分は利益とは考えられない。それらは使用された資本の尺度における変化にすぎない。ある一定の財貨を生産するのに必要な機械、設備、棚卸資産に価値変動がおこったとしても、企業は決してより裕福にはならない。すなわち、利益が創出されたのではない⁽²⁾。と。いいかえれば、企業にとっての富は、具体的な生産手段さらにはそれらの生産能力によって構成されているのであり、決して貨幣尺度によって構成されているのではないのである。スコット (G.M. Scott) は、オランダの会計を説明するに当たって、やはりこの点に論及している。すなわち、オランダにおける会計は実質条件における投下資本の維持である。価格変動下においては、実質資本維持のためには、現在価値による評価が前提条件になる。そのような資産再評価に関する修正は、決して保有損益と解釈されるような利益ではなく、資本勘定に対してなされるべきものである。営業活動を継続してゆくためには、資産は、同種のものあるいは同種の生産能力をもつものに取替えられなければならないのであるから、期中における資産の保有にかかわる増価分は利得とは考えずに、営業活動を現在の水準に維持するのに現在必要な資本の増額分をあらわす資本勘定の修正と考えなければならない。一般価格変動によるものであろうと特定資産の価値変動によるものであろうとこのことは妥当する。この場合、費消された資産部分も必然的に同じ基準で扱われることになる⁽³⁾。

以上のようにいずれの場合も、価格変動等に起因する増価分は尺度の変化に

よるものであるとの理由で、資本に対する修正にすぎないことを強調している。したがって、消費可能利益も、そこに示されている意味における資本を維持したうえではじめて算定されうることになる。セブンダーは、リンパークの理論とアメリカにおけるエドワーズとベル (E.O. Edwards and P.W. Bell) の利益概念を比較したうえで、エドワーズとベルが価格変動による増価分を保有利得として性格づけした点を取りあげ、「継続性の公準を認めたオランダの理論家は、利益会計と資本会計をすどく識別しているが、これはエドワーズとベルの利益理論接近法において欠けているところである⁽⁴⁾」と指摘している。まさに、当を得た判断であるとおもえる。

ついでながら、このような増価分は、A. メイによれば、「価値変動基金 (fund for changes in value)⁽⁵⁾」という名称の資本勘定に貸記される。また、オランダにおいてこの取替価値理論をかなり以前から実践してきていることでも著名なフィリップス社の実務では、「固定資産再評価剰余金 (revaluation-surplus for fixed assets)」ならびに「棚卸資産再評価剰余金 (revaluation-surplus for inventories)⁽⁶⁾」という名称の資本勘定が採用されている。

- (1) cf. A. Goudekot, How Inflation being recognized in Financial Statements in the Netherlands. *Journal of Accountancy*. October 1952. p.448.
- (2) cf. Abram Mey, Theodore Limperg and his Theory of Values and Costs. *ABACUS*. 2-1 (1966年) p. 19.
- (3) cf. George M. Scott, A Business Economics Foundation for Accounting: The Dutch Experience. *The International Journal of Accounting*. Spring 1970. vol. 5—no. 2 pp. 122—123.
- (4) A. van Seventer, *op. cit.*, p. 11.
- (5) A Mey, Theodore Limperg……*op. cit.*, p. 19.
- (6) A. Goudekot, An Application of Replacement Value Theory. *Journal of Accountancy*. July. 1960. pp. 39—40.

(4) 取替価値理論における経営管理的側面

取替価値理論は、費用化した部分と同時に資産をも取替価値で評価しようと

主張している。費用化した部分を取替価値で評価することの目的は、企業が営業活動の結果として、ある一定の期間内に獲得した真の当期営業利益はどれほどであったかを算定することである。しかし、経営管理の側面から、企業の部門間の営業成績の比較を正しく行なうためには、費用化部分を取替価値基準で評価しただけでは不十分である。すなわち、全く同じ生産を行なう2つの工場間の比較において、一方の工場は完全にフル操業しているのに対し、もう一方の工場では、たとえばあるひとつの製造工程における機械の能力が低いことのゆえに、それがネックとなって他の工程に生産能力の遊休化が生じているとすれば、その双方の工場ともすべての機械の減価償却費を製造原価に算入したうえで生産効率の比較は一方に有利に、他方に不利に作用する。したがって、その場合、生産効率の比較を正しく行なうためには、他方における生産能力の遊休部分は製造原価に算入しないで真に生産に貢献した部分だけを製造原価に算入するという基準をとらなければならない。具体的には、機械等の生産手段の減価償却費は一括して固定費として扱うのではなく、まずその機械の最大生産能力をなんらかの作業単位に分け、機械の全作業単位のうちで生産に貢献した部分の作業単位数を製造原価算定の基準にするのである。もちろん、その作業単位に乘じられる評価基礎は取替価値である。こうしてはじめて、真の生産効率の比較が可能になるし、したがって営業利益の算定も正しいものとなる。ただし、遊休能力部分に相当する価値の消失も、期間損益計算上では当然収益によって回復されなければならないが、それはむしろ損失と判断すべき要素とみなされるのである。それゆえ、取替価値理論には、営業利益と期間利益を識別するという思考が内在している¹¹⁾。

他方、資産を取替価値基準で評価する目的は、総資本対利益率あるいは投資収益率を正しく算定することである。すなわち、今日のような価格騰貴時には、伝統的計算方法によれば、分子である利益は取替価値基準にもとづく場合よりも過大となるし、分母は過小となってあらわれる。それゆえ、その結果は相当に誇張されたものになってしまう。これでは、正しい分析、比較はとうてい不可能となる。収益率の正しい算定のためには、分子も分母も同一の現在基

準を基礎とすることが不可欠となるのである⁽²⁾。

このように、オランダの取替価値理論にもとづけば、費用化部分と同時に資産自体も取替価値基準で評価されなければならない。これは、取替価値理論がそもそもは財務会計理論としてのみ展開されたのではなく、オランダ独自のビジネス・エコノミックス、いわば経営管理論として発展してきたという理由によるものとおもわれる。製品単位原価にかかわる緻密な思考や資本対利益率の考慮などはそのあらわれである。したがって、財務会計理論の観点からすれば、資産の再評価などをめぐっていくつかの批判があることも事実である。

(1) cf. Abram Mey, Theodore Limperg……op. cit., pp. 12—18. Abram Mey, On the application……op. cit., pp. 16—21.

(2) cf. George M. Scott, op. cit., pp. 124—125.

(5) 取替価値の算定

これまで、主として取替価値理論における理論的基礎について論じてきた。今度は、取替価値の算定について検討する。

取替価値会計における「取替価値」は、将来のある時点において実際に資産を取替えるのに必要となる価格を指すものではない。それは、理念的には財貨あるいは用役を費消した時点における価格であり、会計上は、測定時点すなわち決算日における現在価格が採用される。A.メイは、「通常、現在の市場相場、価格リスト、供給者のつけ値などが利用される⁽¹⁾」と述べている。また、メイとモスト (A. Mey and K.S. Most) は、固定資産の取替価値の算定に関して、さらに次のように述べている。すなわち 特定の固定資産についての市場が存在する場合は、ある特定時点におけるその価格が取替価値である。現在の市場価格が求められない場合には別の方法を利用する。たとえば、次のような場合がその例である。

- a) 企業が自家使用の目的で特殊な建物あるいは機械を製作する場合。
- b) たとえば製油所、醸造所のように、固定資産が契約をとりきめることによってのみ取替えられる場合。

このような場合には、従来から所有しているのと最も近い資産かあるいは新しく製作されなればならない資産か、そのいずれかを製作するのに要する原価を計算しなければならない。すなわち、資産は、材料、労務費、機械使用料から構成されるから、その資産の製作に必要なそれぞれの数量を求めて、それに現在価格を乗算すれば、当該資産の現在価値が求められるのである⁽²⁾。以上の説明からも明らかなように、取替価値算定の基礎は、測定日すなわち決算日における市場価格であるということになる。また、当該資産の市場価格が存在しない場合には、その資産を構成する要素の市場価格にもとづいて現在価値が計算されることになる。

取替価値算定の方法に関するローセン (L.S. Rosen) の説明は次のようである。すなわち、将来のある時点に新しい資産を購入するという契約がとりかわされているときには、この契約価格が収益に賦課される費用額の算定のために選ばれる。そのような契約はないが、現在使用中のものと同一の資産の現在評価額が分る場合には、この数値が選ばれる。最後に、前の2つのいずれもが入手しえないならば、特殊価格指数による方法がとられ、同様な資産の価格が現在使用中の資産と比較され、そのうえで適正な評価額が計算される⁽³⁾。

以上のような方法で取替価値は算定されることになる。この点に関して、フィリップス社で実行している取替価値算定のためのシステムを検討してみよう。

フィリップス社の場合、固定資産の取替価値は、それぞれが全く別個な変動をするという理由で、個別資産の特殊価格変動にもとづいて算定される。工場の建物は同種の建物を建築するのに要する原価を参考にして再評価されるし、機械工具は市場価格をそのまま利用する。たとえば、建物の場合、フィリップス社は独自の建物設計、装置工学部門を設けて、専門家を配置している。この部門は実際の設計や施工も行うが、同時に、材料価格や賃金などその施工相場を見積るのに十分な資料を備えており、その資料を基礎に、建物の取替価値を算定するのである⁽⁴⁾。

フィリップス社では、すべての棚卸資産について標準価格が採用されてい

る。もちろん、この標準価格設定の基礎は取替価値である。しかし、取替価値にもとづく標準価格の設定は、通常では定期的にしか行なわれないから、その期間中における価格変動は指数修正勘定 (index adjustment accounts) によって記録される。フィリップス社の指数計算システムは次のようである。

- a 指数の計算は見積部で行なう。
- b 購買部は、市場相場、品質、最近の仕入れなどを基礎に、主要原材料の購入価格の記録をつけ、規則的にあらゆる価格変動を見積部に知らせる。
- c bの情報を基礎に、見積部は、随時、新しい価格の記録を整える。
- d 見積部は、自分自身のためと同時に現在の価格情報を必要としている他部門のために、主要購入財貨別のいわゆる大別価格リストを作成する。価格変動リストに修正回数を記しておくことによって、これらのリストはいつも最新のものが分るようにされている。価格リストの内容は次のようである。

コードナンバー
財貨の名称
何月何日現在の固定価格_____
修正回数_____
何月何日現在
価格_____
指数_____
修正回数_____
何月何日現在
価格_____
指数_____

- e 見積部は、大別価格リストよりもっと詳細な類別価格リストも作成する。
- f 労務費や間接経費については、賃金や経費の価格水準変動を基礎にして指数が計算される。

g 半製品、完成品についての自社製品の指数計算のために、見積部は、随時、次の資料を作成する。

- (1) 購入財貨の標準価格と指数
- (2) 供給部の製品の標準価格と指数
- (3) 関連生産単位の間と機械の作業時間当りの標準価格と指数

h 自社の製品の場合でも個別項目別の指数を計算するのではなく、類別の指数が計算される⁵⁾。

上述してきたような固定資産、棚卸資産の取替価値を算定するためのフィリップス社のシステムからも明らかなように、そのためには各分野における専門知識と相当の作業が必要である。しかし、フィリップス社の場合、この会計システムには最新の計算機が利用されており、「取替価値の確定は全く困難なものではない⁶⁾」ということである。

(1) Abram Mey, Theodore Limperg……op. cit., p. 15.

(2) cf. Abram Mey and Kenneth S. Most, Replacement Value Accounting. Accountant. September 7th, 1963. p. 280.

(3) cf. L. S. Rosen, Replacement Value Accounting. Accounting Review. January 1967. p. 107.

(4) cf. J. Vos, Replacement Value Accounting. ABACUS 6—2 (1970). pp. 140—141.

(5) cf. A. Goudekot, An Application……op. cit., pp. 39—40.

(6) J. Vos, op. cit., p. 141.

(6) 取替原価について

オランダにおける取替価値理論とは全く別個なものとして、アメリカでは「取替原価 (replacement cost)」にもとづく評価論が説かれている。以下、ローゼンの説明に沿って、取替価値理論と取替原価による評価論との相違を検討してみよう。

取替価値理論における「取替」とは、技術的に同一の生産要素ではなく、因果関係からして、経済的に能率のよい生産に要求されるようなよりよい生産要素によって取替えられるという特別の定義をもっている。ここで「よりよい」

ということは実物としてかモデルとしてかいずれにしても事実上実在している資産を指している。実践的には、将来のある時点に新しい資産を購入するという契約がとりかわされていれば、この契約価格が費用額算定の基礎になる。すなわち、取替価値理論の特徴は、企業が現在使用中でなく、購入すると契約した資産、「経済的に能率のよい」資産に帰属する資本価値の測定値を利用する点にある。

それに対して、取替原価は同一の資産の現在価値あるいは歴史的原価を特殊価格指数によって修正して求める評価額を意味している。すなわち、特殊価格指数の適用は、企業が現実に保有している資産に限定されるのである。また、取替原価の論者は、歴史的原価と取替原価の差額を保有利得ないし損失とみなす傾向がある。この点、取替価値理論では、評価差額の資本としての性格がきびしく定義されている。さらに、取替原価は、その定義から、価格水準変動のみに適用されるのに対し、取替価値の概念は一般価格水準あるいは企業の使用している個別資産の特殊価格が一定であろうとなかろうと適用されるのである⁽¹⁾。

要するに、取替価値理論は、取替価値の測定段階におけるひとつの手段として取替原価を用いる場合もありうるということである。しかし、その両者における最も重要な相違は、資本概念の理解と価格変動のとりあげ方に存在すると言うことができる。

(1) cf. L. S. Rosen, *op. cit.*, pp. 106-108.

(7) 取替価格について

取替価値理論が実際の資産の取替と関連づけられて説明されることがある。ホス (J. Vos) の類例は次のようである。

耐用年数10年、取得原価10,000ドルの機械を例にとる。9年後においても、この機械の取替価値は変化しなかったと仮定する。9年間における減価償却累計額は9,000ドルである。この時点に取替価値が50%騰貴し、15,000ドルにな

ったと仮定する。第10年度の減価償却は1,500ドルである。したがって、10年間における減価償却引当金累計は10,500ドルとなる。機械の耐用年数終了時点において、古い機械を全く同一の新しい機械と取替えるために15,000ドルが必要であるとすると、10年間の減価償却引当金累計の10,500ドルでは、4,500ドルの不足が生じてしまう。それゆえ、実際の資産の取替が可能となるためには、過去の償却費計算の不足分の4,500ドルが修正計算で回収されていなければならなかったのである⁽¹⁾。

以上がホスによる「取替価格」に基づく減価償却の例示である。ローセンは、実際の資産の取替が可能となる計算方法を次のように例示している。

第1年度1月1日に耐用年数4年の資産を1,000ドルで購入した。第3年度の1月1日に、経営者は第5年度の1月1日に同様の生産能力をもつ資産を3,200ドルで購入すると契約した。当初の資産にかかわる特殊価格指数は、1年度1月1日に100、1年度末140、2年度末190、3年度末260、4年度末350であったと仮定する。減価償却費の計算は次のように行なわれる。

1年度	特殊価格指数による： $\frac{1}{4} \times 1,000 \times \frac{140}{100} = 350$	350ドル
2年度	特殊価格指数による： $\frac{1}{4} \times 1,000 \times \frac{190}{100} = 475$	} 600ドル
	プラス1年度の不足分 (475-350) 125	
3年度	5年度における取替価値を利用する： $\frac{1}{4} \times 3,200 = 800$	} 1,125ドル
	プラス取替までの期間に配分される1,2年度の不足分 [($\frac{1}{4} \times 3,200$) - 950]これを3,4年度に配分する=325	
4年度	3年度と同じ	
4年間の減価償却累計額		<u>3,200ドル</u>

この計算方法によれば、5年度に購入すると契約した価格に丁度等しくなる3,200ドルが4年間の減価償却費計算によって回収される⁽²⁾。

上記2つの例は、いずれも計算の基礎が実際に資産を取替える時点で支払われなければならない「取替価格」に置かれている。しかしながら、実際の資産の取替が可能となるように考案されたこの種の計算例は、取替価値理論の内容に沿ったものではないことを知らなければならない。アムステルダム学派の後

継者であるA.メイは、「価値は人が富を獲得しようとする努力にとっての財貨の重要性をあらわす。……正しい定義における取替価値は、所有者がその重要性を実現する時点に関係している。それは将来の価格ではなく、現在の価格に関係する⁽³⁾」と説明したうえで、「ローセン氏は取替価値を将来の価値と考えている。(ローセンの考えている)取替価値は、取替が行なわれる(在庫品が補充され機械が更新される)時点においておそらく支払われるであろう価格である。……しかし、それはリンパーク理論の概念ではない。リンパークの概念は、上述した重要性を実現するときに、その時現在の価格を用いるというものである⁽⁴⁾」と述べ、先のローセンの計算例がオランダにおける取替価値理論の説明には当たっていないことを指摘している。すなわち、「取替価値」は、将来に資産を取替える時点で支払われる「取替価格」とは全く異質のものであることを認識しなければならない。

(1) cf. J. Vos, *op. cit.*, pp. 136—137.

(2) cf. L. S. Rosen, *op. cit.*, pp. 109—111.

(3) A. Mey, *On the Application*……*op. cit.*, p. 8.

(4) *ibid.*, p. 8.

4 む す び

本稿では、オランダの会計制度と取替価値理論の内容をくわしく検討した。

オランダの会計制度に関しては、とくに評価論の観点から商法、税法の規定を検討したし、また会計慣行の点において相当に尊重されているオランダ雇傭者団体連合会の委員会報告書にも論及した。他の国々のそれらと比較した場合、オランダの会計制度はきわめて自由であることが分った。法律という形で細目までも規定してしまうのではなく、運用ルールは当事者にゆだねるという姿勢は、明らかにオランダの会計理論とくに会計実践の自由な発展に大きく寄与してきたといえる。

オランダの会計理論、また実践としても適用されてきている「取替価値理

論」は、究極的には会計基準の国際的統一を目的とするインターナショナル・アカウントィングの登場と、そこを主たる舞台とするオランダの会計人の活躍を背景として、今日では世界的な脚光を浴びるにいたっている。取替価値理論に関する文献はきわめて多いが、国際的注目のなかにおいて、それをめぐる評価も多くは賞賛から反対論までさまざまである。

ゴードケットは2種類の反対論の存在を認めている。ひとつはこの理論を原則的に拒否するものであり、もうひとつは原則的にはこの理論を認めるが実務適用上の困難性を指摘するものである。前者に対しては、取替価値理論が正しいものであることを立証しなければならないし、後者に対しては、実務上の困難性は克服することができ、その困難性は貴重な精神を捨ててしまうほどに大きくないことを証明すればよい⁽⁴⁾、とゴードケットは説明している。

R.ブーゲートは、取替価値理論のいくつかの矛盾を指摘し、批判的観察を行なっているが⁽⁵⁾、J.ホスは取替取替価値理論を積極的に支持する立場から、「取替価値は多少なりとも主観的に算定される。しかし、たとえば減価償却期間のような多くのその他の数量にもそのことは言える。しかしながら、歴史的な原価は基本的に意味をもたないという考えに立てば、それが何であれ主観的評価を受け入れなければならない⁽⁶⁾」と述べ、取替価値理論におけるメリットを指摘している。

D.A.コービン⁽⁷⁾は、修正原価主義が最も正しいという立場から取替価値理論に批判をよせている⁽⁸⁾。しかし、最も大きな批判は、現実には同一資産への取替えが行なわれるとはかぎらない、という問題をめぐって生じているようである。この点、取替価値理論は、生産技術の進歩あるいは需要の変化をも受け入れることのできる順応的、弾力的な継続性の概念を展開することによってその問題に立ち向っている。

他方、P.グレーディーは、先に引用したゴードケットの「取替価値理論の適用」と題する論文に対し、「ゴードケット教授のすぐれた論文は私の心を長くふさげていた問題に関して、きわめて大きな爽快さと鼓舞とを与えてくれた⁽⁹⁾」と絶賛し、「……合衆国の会計専門家が、経済的重要性よりも単純な算

術の方を優先させるような結論を認めるとは私は信じない⁽⁶⁾」と、理論ならびにその適用可能性を強く支持している。また、M.E.ペローベツトも、ゴードケットの前掲論文に対し、「ゴードケット氏の論文は、取替価値にもとづく会計が実行可能であり、実行する価値のあることを証明している。この論文が合衆国の会計専門家の自己満足と無気力を振り払うのに役立ち、それによって専門家が責務と機会を完全に実感するよう目覚めることを希望する。……合衆国の会計専門家と企業社会は、現代企業のもっともむずかしい問題が大きな成功をおさめている実際の企業によって、どのように扱われているのかを見る機会を得たことに対し、ゴードケット氏とフィリップス社の経営陣に感謝すべきである⁽⁷⁾」と、おしめない賛辞を送っている。

「利益会計問題の原則と新しい方法を探究している理論家は、アムステルダム学派が提起した継続性公準の説明を無視することはできない⁽⁸⁾」というセプンターの主張も、取替価値理論を理解するに当たって見のがすことのできないものである。

最後に、今日の観点からすれば、取替価値理論は、理論としての問題よりもむしろ実践適用化をめぐる問題として注目されてきているといえる。それは、その理論が価格変動、為替変動などの状況のもとにおいて、いよいよその真価を発揮しうるという理由によるものである。そのひとつのあらわれとして、1970年6月30日付をもって発表された「ヨーロッパ株式会社法草案」を挙げることができる。すなわち、この草案は第6章「会計」の第3節「年次決算書における評価」において、「評価原則」を規定している。ここにおける基本原則は取得原価を基礎とするものであるが、第181条において、取得原価基準の代りに再調達価値基準による評価も可能であると規定している。ただし、この場合には、再調達価値基準によった旨を注解書に明記するとか、評価差額を再評価剰余金勘定に計上する等の条件を履行しなければならない。また、第181条に対する注解は、評価規定にかかわる問題を次のように説明している。すなわち、現在利用されている評価方法は、基本的には取得原価法と再調達価値法の2つである。再調達価値法によると貨幣価値変動やその他の原因による変動を利益

計算から除去するがゆえに、実質資本維持もしくは実体維持の観点が考慮に入れられる。現在、EC諸国のうち多くは取得原価法をとっているが、若干の国が再調達価値法をとっていることと、将来の発展に備えておくのが望ましいという観点から、再調達価値法の適用可能性をも条文化しておいた⁽⁹⁾。

「EC諸国のうち再調達価値法をとっている若干の国」というのは、オランダの「取替価値会計」を指しているとおもわれるが、このように取替価値理論がオランダというひとつの国における適用にとどまらず、ECにおける株式会社法草案においてもとりあげられたという事実は、まさに注目すべきことである。しかし、現状では、取替価値による評価の可能性が認められたにすぎないという点をきわめて進歩的なオランダ人の目から見れば、「EECの委員会による法案は、この理論をさらに普及させることへの障害になるであろう⁽¹⁰⁾」と評価されてしまうのである。

ヨーロッパ株式会社法草案の評価規定の注釈にも明らかにされているように、取替価値基準による評価規定は、会計における将来の発展を考慮したうえでのものである。この発展はECの会計基準の問題にとどまらず、結局は、国際的統一会計基準の場に引きつがれてゆくものとおもわれる。

(1) cf. A. Goudekot, *An Application*……op. cit., p. 37.

(2) cf. R. Burgert, op. cit., pp. 116—124.

(3) J. Vos, op. cit., p. 142.

(4) cf. Donald A. Corbir, *Current replacement costs*, *Journal of Accountancy*, December 1960, pp. 27—29.

(5)(6) Paul Grady, *Replacement value theory*, *Journal of Accountancy*, August 1960, p. 27.

(7) Maurice E. Peloubet, *Replacement value theory*, *Journal of Accountancy*, August 1960, p. 28.

(8) A. van Seventer, op. cit., p. 19.

(9) *Vorschlag einer Verordnung des Rates über das Statut für Europäische Aktiengesellschaften*, SS. 142—145.

(10) J. Vos, op. cit., p. 141.